

災害時の休園基準と代替保育について

こども子育て部こども政策課

近年、全国で災害が発生し、集中豪雨・台風接近・大雪等の災害等非常時における対策の検討及び整備が求められている。国も平成30年11月に地方公共団体等における臨時休園の実施基準の設定に係る国の考え方が提示されるとともに、臨時休園等の基準について策定するよう依頼があった。本市においても、その基準を定めるとともに、医療や災害業務に従事する保護者の子どもの代替保育を設置し、その内容を保育施設や保護者に周知する。

1. 休園基準

(1)台風・豪雨・地震

避難情報 (台風・豪雨)	震度	避難情報発令の地区施設
警戒レベル3	震度4	園：開園 ただし、施設長の判断で市に休園を申し出ることができる。
警戒レベル4	震度5弱	園：原則休園 (施設や周辺の状況による)
警戒レベル5	震度5強以上	園：休園

(2)大雪

雪の度合いや地域の対応状況により一律の基準は設けないが、施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合は、市と協議の上、登園自粛や臨時休園の措置をとることを可能とする。

2. 代替保育

(1)内容

市の基準に基づき翌日の臨時休園を保育施設が決定した場合、代替保育を「城東保育所」「幼保園のぎ」で実施
※災害の状況によっては実施しないこともある。

(2)対象となる家庭

両親（ひとり親家庭含む）がともに医療従事者やインフラ（電気・水道・ガス）運営、防災業務（消防、警察、自衛隊、災害業務に従事する公務員等）、保育施設、24時間体制の高齢者施設、障がい者施設等に勤務する家庭

3. 代替保育のイメージ

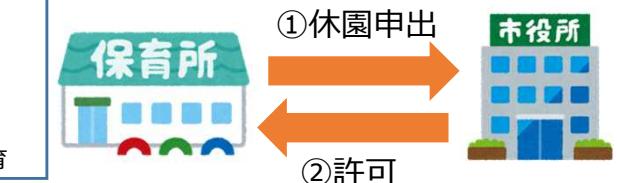
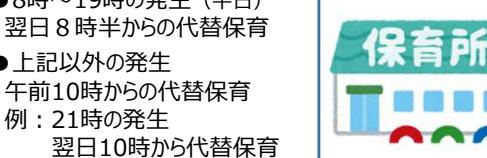
(1)事前



事前登録時に「子どもの情報（健康状態や医療歴、かかりつけ病院、健康保険等）」を記載いただき、留意事項について同意を得る

(2)災害発生

- 8時～19時の発生（平日）
翌日 8時半からの代替保育
- 上記以外の発生
午前10時からの代替保育
例：21時の発生
翌日10時から代替保育



代替保育施設
城東保育所・幼保園のぎ

⑤利用

